整理番号	建設－規不－3

不利益処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	建設局下水道部調整課経営企画担当　(06-6615-7545)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	排水設備工事施行業者指定の取消し及び停止
概要	排水設備工事施行業者の指定の取消し及び停止する際の処分基準
根拠法令等 及び条項	排水設備工事施行業者指定規則第10条(平成6年4月1日規則第64号) (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	(1)排水設備工事施行業者の指定を取消する場合は、次のような場合です。 ① 大阪府内に営業所がなくなったとき ② 大阪府下水道協会の登録を受けている選任の責任技術者がいなくなったとき ③ ハンドグラインダーなどの配管工具、ツルハシなどの土工具及び工事標示板などの保安用具等、市長が工事の施行に必要な設備及び器材を有しなくなったとき ④ 次のいずれに該当する者となったとき ア 精神の機能の障害により工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ウ 指定業者の資格要件を欠いていること、指定業者の義務に違反していることまたはその他違法な行為があったことにより指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 エ 本市下水道条例、同施行規則、及び排水設備工事施行業者指定規則の定めるところに従わずに、排水設備工事の設計及び施行(監理を含む。)を行ったり、その他違法な行為をしたことにより責任技術者の登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると市長が認めるに足りる相当の理由がある者 カ アからオまでのいずれかに該当する役員がいる法人 キ ウに該当する法人の代表者である者 ク 法人であって、その代表者がウに該当する他の法人の代表者であるもの (2)前出の(1)－②に規定する責任技術者の全員についてその効力が停止されたときは、指定を取り消し、又は6月を越えない期間その効力を停止することがあります。 (3)次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない期間その効力を停止することがあります。 ① 工事を責任技術者以外で施行したとき ② 工事を誠実かつ迅速に施行せず、しゅん工後直ちに本市の検査を受けなかったとき ③ 工事のしゅん工後1年以内に生じた故障について、その故障が指定業者の責任でないと認められていない場合に、無償で修理しなかったとき ④ 工事の申込みを受け、正当な理由がないにもかかわらずそれを拒否したとき ⑤ 名義を第三者に貸与し、又は工事を第三者に施行させたとき ⑥ 責任技術者その他の使用人の行為について責任を負わなかったとき ⑦ 適正な工事費で工事を施行しなかったとき ⑧ 工事の請負契約締結の際、工事費、しゅん工期限その他の市長が必要と認める事項を明示しなかったとき ⑨ 災害その他緊急の必要がある場合において、市長から排水設備の復旧のための協力要請があったときこれに協力するよう努めなかったとき ⑩ その他違法な行為があったとき
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考	